

* 日 本 共 産 党 県 議 団 たいら 行雄

私は、日本共産党県議として、本議会に提案されました請願・陳情の委員会審査結果に反対するもののうち、主なものについて、その理由を述べ討論いたします。

まず、環境厚生委員会に付託された、新規提出の **陳情第 5027 号「水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書」** について、委員会の審査結果は、「継続審査」とされていますが、「採択」すべきであることを主張いたします。

この度、水俣病問題の原点に立ち返って、過去の記録を改めて見つめ直してみたとき、1931 年（昭和 6 年）11 月 16 日、日本窒素肥料(株)・水俣工場を昭和天皇が、チッソ初代社長の先導の下、工場内を視察する写真がありました。すなわち、当時の日本は国策としてチッソ水俣工場を操業させていたと判断するのが妥当と考えます。したがって、水俣病の加害者は、国策企業であるチッソ(株)と国であったことは明らかなです。こうした事実に基づくならば、国は水俣病被害者に真摯に向き合い、すべての水俣病被害者の救済に尽力すべきことは言うまでもありません。

水俣病被害者が救済を求めている「ノーモア・ミナマタ第 2 次訴訟は、2023 年 9 月に大阪地裁、2024 年 3 月と 4 月に熊本、新潟の両地裁で判決が出され、317 名の原告の半数以上となる 179 名が、水俣病と認められました。このことは、環境省の水俣病救済が不十分であり、特措法で定められた地域や年代の線引きが間違っていたことを示しています。しかし、現在闘われているノーモア・ミナマタ第 2 次訴訟も提訴から 11 年が経過し、約 1,700 名の原告のうち 300 名ほどがすでに亡くなられ、平均年齢も 75 歳を超えているとのことです。そして、本県は原告の数が最も多いことから、熊本県と同様に本県も、当事者県であるとの認識が極めて重要です。

もう一刻の猶予もありません。何としても、水俣病の公式認定から 70 年を迎える来年までに解決を図るために、国はこれまでの地裁判決を真摯に受け止め、一日も早く残された水俣病被害者全員を救済し、水俣病問題を全面解決するよう求める意見書を国に提出することは重要であると考えことから、本陳情について、「採択」すべきことを主張いたします。

続いて、同じく新規提出の **陳情第 5029 号「安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬の大幅引き上げを求める陳情書」** について、委員会の審査結果は、「継続審査」とされていますが、「採択」すべきであることを主張いたします。

政府は、医療・介護労働者の処遇改善の名目で、2024 年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込みましたが、陳情者によれば、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、日本医労連加盟の医療機関や介護施設での実際の賃上げ率は 2.07%（5,772 円）に留まり、2025 年の民間主要企業賃上げ平均率の 5.25%（8,629 円）と比較して 1/3 程度であったとのことです。さらには、年間賞与の平均額において、これまで民間主要企業の半分程度でありなが

らも、今年はさらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しているとのこと。事実、私がこれまで医療現場で 37 年間働いていた頃から、他産業とは月額数万円の賃金格差が生じ、介護施設に至っては月額 10 万円以上もの格差が当たり前のよう存在してきました。しかも、その格差は縮まるどころか、逆に広がっています。このような状況では、県民の命と健康を守るために、懸命に働いている医療従事者のモチベーション維持は困難であり、心ならずも離職する医療・介護労働者が後を絶たない現状の改善は図れません。この状況から一刻も早く抜け出し、わが国の医療・介護提供体制を維持していくためにも、政府による診療報酬・介護報酬の抜本的引き上げを緊急に行うことが極めて重要であると考えます。

思えば、つい 5 年ほど前からの数年間、これまで経験したことのないコロナ禍における過酷な環境の中でも、県民の命を守るために、昼夜を問わず必死に闘ってきた医療・介護をはじめとするケア労働者。その必死の頑張りに報いるためにも、「すべてのケア労働者の処遇改善につなげるための意見書」提出は、その必死の頑張りに報いるための、議会としての最低限の誠意であるとは私は考えます。

したがって、これらの理由から、本陳情については「採択」すべきことを主張いたします。

次に、産業経済委員会に付託され、これまでの県議会定例会における委員会審査結果において「継続審査」とされている **陳情第 2016 号** 及び、環境厚生委員会に付託され、同じく「継続審査」とされている **陳情第 5022 号、5023 号、5024 号「(仮称) かごしま郡山風力発電事業に関する陳情書」** について、本議会においても引き続き「継続審査」とされていますが、改めて「採択」すべきであることを主張いたします。

これらの陳情に述べられているように、本風力発電事業については、地元住民の生活環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、それを裏付けるように知事意見においても、「本事業計画は、切土や盛土の残土量、樹木の伐採面積などから、大規模な土地の改変であることは明らかであり、大気環境、水環境、生態系への影響などが強く懸念される」としています。さらに、対象事業区域とその周辺には、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域、水道や井戸等の水源のほか、水源かん養保安林等が存在している重要な区域である一方で、地形・地質については、風化が著しく進んでいる可能性があり、土地の改変に慎重を要する区域である」と指摘しています。つまり、脆く崩れやすい地盤なのです。

一方、今年 8 月に鹿児島市を襲った台風 12 号は、喜入一倉町小田代集落の住居や農地に、過去に経験したことのない、甚大な被害をもたらしました。その原因は、国有林の大規模伐採にあったことが森林管理署などとの協議で濃厚となりました。このことから、広範囲の森林伐採や切土や盛土など、大規模な土地の改変は、甚大な災害を招く要因となるのは明らかであり、基盤となる土地が脆弱であればなおさらです。近年、線状降水帯による豪雨災害が全国で急激に増えてきています。私たち議員は、この現実を直視し、県職員と一丸となって「防災・減災」に全力で取り組むことが重要な任務の一つであると考えます。

こうした状況を踏まえ、本事業の継続は、早晚大きな災害を招く危険性があり、少なくとも事業計画が経産省に出された、令和元年当時に比べ、はるかに高まっていることは間違いありません。

地域住民の命と暮らしを守ることを最優先に考えるとともに、本県の貴重な有形・無形

の財産を後世に継承していくためにも、本事業計画を中止することが、最善の選択であると私は考えます。

したがって、以上の理由から、「(仮称)かごしま郡山風力発電事業」に係る、これら4件の陳情については、「採択」すべきことを主張いたします。

最後に、令和6年9月9日～10日かけて提出され、議会運営委員会に付託された **陳情第6003号～6024号「県警の不祥事問題について」の陳情**について、これまでの県議会定例会において「継続審査」とされていますが、改めて「採択」すべきことを主張いたします。

本陳情は、前県警本部長の在任中に発生した県警察の数々の不祥事に対して『百条委員会』を設置し、真相を解明することにより、県警察が本来の役割を取り戻し、県民が安心して暮らせる社会を確立するために、決して欠かすことのできない極めて重要な陳情であることは間違いありません。これに対し、これまで県議会は、百条委員会の設置を見送ることとし、代わりに総務警察委員会において、これまで数回にわたる審査が行われましたが、真相解明には至っていません。

この間、全国では、栃木県議会や伊東市議会において百条委員会が設置され、調査案件の一定の真相解明に至った事について、多くの県民の知るところとなっています。

したがって、本県議会においても、百条委員会を設置し県警の不祥事問題について真相解明を行うべきであり、多くの県民がそれを求めていると確信することから、「継続審査」とされた本陳情については、「採択」すべきことを主張いたします。

以上、本議会に新規提出された陳情2件、及びこれまで「継続審査」とされてきた陳情26件についての委員会審査結果に対して反対意見を述べ、討論を終わります。